

市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要領

(はじめに)

「市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）」(以下「市場区分変更Ⅱの部」といいます。)は、有価証券上場規程第306条に基づきスタンダード市場又はプライム市場への市場区分の変更申請を行う上場会社(以下「申請会社」といいます。)の事業内容等を把握するための審査資料の一つとしてご提出いただくものですので、申請会社の実態に即して分かりやすく記載してください。

(記載上の注意)

- (1) 「市場区分変更Ⅱの部」は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要領（以下「Ⅱの部記載要領」といいます。）に準じて作成してください。
- (2) 「Ⅱの部記載要領」における「上場申請」は、「市場区分変更Ⅱの部」では「市場区分の変更申請」と読み替えます。
- (3) 「Ⅱの部記載要領」における「新規上場申請者」「既上場会社」は、「市場区分変更Ⅱの部」では「申請会社」と読み替えます。
- (4) 「Ⅱの部記載要領」における「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」「Ⅱの部」は、「市場区分変更Ⅱの部」では「市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」「市場区分変更Ⅱの部」と読み替えます。
- (5) その他、「Ⅱの部記載要領」における「（記載上の注意）」に基づき記載してください。
- (6) スタンダード市場への市場区分の変更申請に限り、当取引所が適当と認める場合は、Ⅳ. ～Ⅶ. 及びⅩ. について記載を省略することができます(当該取扱いの該当有無は、上場推進部相談窓口からご案内します。市場区分の変更申請日の6か月前を目途に相談窓口にお問い合わせください。)。

(用語の定義)

(「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

I. 申請理由について

(「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

II. 企業グループの概況について

(「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

III. 事業の概況について

(「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

IV. 経営管理体制等について

1. ～4.

(「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

5. 適時開示体制について

(1)～(3)

(「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

※「市場区分変更Ⅱの部」においては「Ⅱの部記載要領」Ⅳ. 5. (4)に該当する事項を記載する必要はありません。

6. 有価証券報告書の作成体制等について

(1)有価証券報告書の作成体制について

(「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

(2)最近5年間及び申請事業年度における有価証券報告書等の訂正の状況及び再発防止策

有価証券報告書等(有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、四半期報告書並びに目論見書をいいます)を作成し、最近5年間及び申請事業年度において訂正(訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書の提出)を行ったことがある場合には、その具体的な内容(訂正日、対象となる有価証券報告書等、訂正内容、訂正発見の

経緯、訂正に関連して行われた処分の内容（課徴金納付命令勧告等）を記載してください。また、当該訂正の発生原因分析、それを踏まえた再発防止策の内容、現状での整備運用状況も併せて記載してください。

【提出後の更新】

提出日以降に新たに記載すべき事項が生じた場合には、更新資料を提出してください。

7. ～10.

（「Ⅱの部記載要領」に同じ。）

11. 最近5年間及び申請事業年度において金融商品取引所より受けた実効性確保措置及び当該措置の適用時に策定した改善計画等の履行状況について

既上場会社においては、最近5年間及び申請事業年度において金融商品取引所より受けた実効性確保措置（特別注意銘柄の指定、改善報告書の徴求）の内容（当該措置を受けた時期及び理由を含みます。）について記載してください。

また、金融商品取引所より実効性確保措置を受けている場合には、当該措置の適用時に策定した改善計画等の履行状況を記載してください。

【提出後の更新】

提出日以降に新たに記載すべき事項が生じた場合には、更新資料を提出してください。

V. 株式等の状況について

（「Ⅱの部記載要領」に同じ。）

VI. 経理・財務の状況について

（「Ⅱの部記載要領」に同じ。）

VII. 予算統制等について

（「Ⅱの部記載要領」に同じ。）

VIII. 過年度の業績等について

（「Ⅱの部記載要領」に同じ。）

IX. 今後の見通しについて

（「Ⅱの部記載要領」に同じ。）

X. その他について

(1)～(2)

（「Ⅱの部記載要領」に同じ。）

※「市場区分変更Ⅱの部」においては「Ⅱの部記載要領」X. (3)及び(4)に該当する事項を記載する必要はありません。

XI. 添付書類について

次の資料を添付してください。

なお、スタンダード市場への市場区分の変更申請に限り、当取引所が適当と認める場合は、(5)～(8)及び(16)～(18)について提出を省略することができます（当該取扱いの該当有無は、上場推進部相談窓口からご案内します。市場区分の変更申請日の6か月前を目途に相談窓口にお問い合わせください。）。

(1)～(2)（「Ⅱの部記載要領」に同じ。）

(3)最近5年間において有価証券報告書を作成している場合は、当該有価証券報告書に記載されている連結財務諸表及び財務諸表の写し（「市場区分の変更のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載されている連結財務諸表及び財務諸表を除きます。また、法定開示書類としてEDINETに掲載されている場合は不要です。）

（注）イ 有価証券報告書を作成していない期間において、「Ⅰの部」を作成している事業年度がある場合には、当該「Ⅰの部」に記載されている連結財務諸表（有価証券報告書に記載されている連結財務諸表と同一の連結会計年度に係る連結財務諸表を除きます。）及び財務諸表（有価証券報告書に記載されている財務諸表と同一の事業年度に係る財務諸表を除きます。）の写しを提出してください。また、最近5年間のうち、有価証券報告書及び「Ⅰの部」に記載されている連結財務諸表以外に連結財務諸表を作成している場合は当該連結財務諸表の写しを提

- 出してください。
- ロ 添付する連結財務諸表には、連結財務諸表規則第 13 条から第 15 条の 24 までに規定される事項を含むものとします。
 - ハ 添付する財務諸表には、財務諸表規則第 8 条の 2 から第 8 条の 30 までに規定される事項を含むものとします。

(4) (「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

(5) 最近 2 年間及び申請事業年度の取締役会議事録の写し

(6)～(13) (「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

(14) 最近 5 年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書 (最近 2 年間に終了する各事業年度の有価証券報告書に記載されている連結財務諸表及び財務諸表に添付される監査報告書を除きます。) 並びに各事業年度における中間会計期間及び各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書又は期中レビュー報告書の写し (旧法による四半期報告書が提出されている場合は、当該四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書の写しを含みます。)

(15)～(18) (「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

(19) 最近 1 年間に終了する事業年度の内部統制報告書の写し

以 上

最終更新日	2024 年 4 月 1 日
適用対象	2024 年 4 月 1 日以降に市場区分の変更申請を行う会社から適用